



T&D保険グループ

平成 29 年 6 月 28 日

各 位

株式会社 T & D ホールディングス
 代表取締役社長 喜田 哲弘
 (コード番号: 8795 東証第一部)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行について

T & D 保険グループの株式会社 T & D ホールディングス（社長 喜田 哲弘、以下「当社」という）は、平成29年6月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社、太陽生命、大同生命及びT & D フィナンシャル生命の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、以下のとおり、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、当社、太陽生命、大同生命及びT & D フィナンシャル生命の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の名称

株式会社 T & D ホールディングス 第6回 新株予約権

(2) 新株予約権の総数

2,800 個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役及び執行役員	10 名	573 個
--------------	------	-------

当社子会社の取締役及び執行役員	47 名	2,227 個
-----------------	------	---------

(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、後記（14）項に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他これらの場合に準ずる付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を適切に調整する。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び下記②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① 1株当たりのオプション価格 (C)

② 株価 (S)：平成29年8月1日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価格 (X)：1円

④ 予想残存期間 (t)：5.95年

⑤ ボラティリティ (σ)：5.95年間（平成23年8月21日から平成29年8月1日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

⑥ 無リスクの利子率 (r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦ 配当利回り (λ)：1株当たりの配当金（平成29年3月期の配当金）÷上記②で定める株価

⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ($N(\cdot)$)

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬等の額に係る金銭報酬債権と、払込金額の総額の払込債務とが相殺される。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成 29 年 8 月 2 日から平成 59 年 8 月 1 日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社、太陽生命、大同生命、又は T & D フィナンシャル生命における各社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が当社の営業日に当たらない場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第 416 条第 4 項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から 30 日間以内に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記（12）項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第 416 条第 4 項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（4）項に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（7）項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（7）項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（9）項に準じて決定する。

⑦ 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

前記（8）項に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

前記（10）項に準じて決定する。

- (13) 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (14) 新株予約権を割り当てる日
平成 29 年 8 月 1 日
- (15) 新株予約権の行使請求受付場所
当社総務部（又はその時々における当該業務担当部署）
- (16) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社三菱東京 UFJ 銀行東京営業部（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）
- (17) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券は発行しない。

以 上

【お問合せ先】
株式会社 T & D ホールディングス 広報部 川俣・勝呂 TEL 03-3272-6115